

旧	新
<p data-bbox="397 604 1282 814">ガス小売供給約款 （京葉ガス導管エリア外版）</p> <p data-bbox="599 1675 1086 1717">2022年7月1日実施</p> <p data-bbox="560 1864 1118 1927">京葉ガス株式会社</p>	<p data-bbox="1703 604 2588 814">ガス小売供給約款 （京葉ガス導管エリア外版）</p> <p data-bbox="1881 1675 2368 1717">2025年7月1日実施</p> <p data-bbox="1843 1864 2401 1927">京葉ガス株式会社</p>

旧	新
<p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;">II 使用の申し込み及び契約</p> <p>5. 使用の申し込み</p> <p>(1) 当社によるガスの供給を希望される方は、あらかじめこの小売約款等及び託送供給約款におけるお客さまに関する事項を承諾のうえ、当社にガス使用の申し込みをしていただきます。</p> <p>(2) 申し込みの際は、お客さまの氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにし、所定の方法により申し込んでいただきます。なお、必要に応じてそれらを証明するものを提示していただくことがあります。</p> <p>(3) 申し込みの受付場所は、当社の本社又は当社の指定した特約店等（以下「営業所等」といいます。）といたします。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;">IV 料金等</p> <p>2 2. 料金の口座振替</p> <p>(1) 料金を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、当社が指定した金融機関といたします。</p> <p>(2) お客さまは、料金を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の申込書又は金融機関所定の申込書によりあらかじめ当社又は金融機関に申し込んでいただきます。</p> <p>(3) 料金の口座振替日は、当社が指定した日といたします。</p> <p>(4) 料金の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客さまは、口座振替の手続が完了するまでは料金を以下の方法でお支払いいただきます。</p> <p>① ②以外のお客さまは口座振替申し込み時点でご利用いただいている方法</p> <p>② 新たにガスのご使用を申し込まれたお客さまは原則として払込みその他当社の指定する方法</p> <p>(5) 口座振替の方法によりお支払いをいただいている場合であって、口座引き落としができなかった場合には、原則として払込みの方法によりお支払いいただきます。</p> <p>2 3. 料金のクレジットカード払い</p> <p>(1) お客さまは、料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社が指定したクレジットカード会社とお客さまとの契約に基づき、そのクレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法によりお支払いいただきます。</p> <p>(2) お客さまは、料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社所定の申込書又はクレジットカード会社所定の申込書によりあらかじめ当社又はクレジットカード会社に申し込んでいただきます。</p> <p>(3) 料金の支払方法としてクレジットカード払いの方法を申し込まれたお客さまは、クレジットカード払いの手続が完了するまでは料金を以下の方法でお支払いいただきます。</p> <p>① ②以外のお客さまはクレジットカード払い申し込み時点でご利用いただいている方法</p> <p>② 新たにガスのご使用を申し込まれたお客さまは原則として払込みその他当社の指定する方法</p>	<p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;">II 使用の申し込み及び契約</p> <p>5. 使用の申し込み</p> <p>(1) 当社によるガスの供給を希望される方は、あらかじめこの小売約款等及び託送供給約款におけるお客さまに関する事項を承諾のうえ、当社にガス使用の申し込みをしていただきます。</p> <p>(2) 申し込みの際は、お客さまの氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにし、所定の方法により申し込んでいただきます。なお、必要に応じてそれらを証明するものを提示していただくことがあります。</p> <p>(3) 申し込みの受付場所は、当社の指定した特約店等（以下「営業所等」といいます。）といたします。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;">IV 料金等</p> <p>2 2. 料金の口座振替</p> <p>(1) 料金を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、当社が指定した金融機関といたします。</p> <p>(2) お客さまは、料金を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の方法又は金融機関所定の方法によりあらかじめ当社又は金融機関に申し込んでいただきます。</p> <p>(3) 料金の口座振替日は、当社が指定した日といたします。</p> <p>(4) 料金の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客さまは、口座振替の手続が完了するまでは料金を以下の方法でお支払いいただきます。</p> <p>① ②以外のお客さまは口座振替申し込み時点でご利用いただいている方法</p> <p>② 新たにガスのご使用を申し込まれたお客さまは原則として払込みその他当社の指定する方法</p> <p>(5) 口座振替の方法によりお支払いをいただいている場合であって、口座引き落としができなかった場合には、原則として払込みの方法によりお支払いいただきます。</p> <p>2 3. 料金のクレジットカード払い</p> <p>(1) お客さまは、料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社が指定したクレジットカード会社とお客さまとの契約に基づき、そのクレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法によりお支払いいただきます。</p> <p>(2) お客さまは、料金をクレジットカード払いの方法で支払われる場合は、当社所定の方法又はクレジットカード会社所定の方法によりあらかじめ当社又はクレジットカード会社に申し込んでいただきます。</p> <p>(3) 料金の支払方法としてクレジットカード払いの方法を申し込まれたお客さまは、クレジットカード払いの手続が完了するまでは料金を以下の方法でお支払いいただきます。</p> <p>① ②以外のお客さまはクレジットカード払い申し込み時点でご利用いただいている方法</p> <p>② 新たにガスのご使用を申し込まれたお客さまは原則として払込みその他当社の指定する方法</p>

旧	新
<p>24. 料金の払込み</p> <p>(1) お客さまは、料金を払込みの方法で支払う必要がある場合は、当社又は当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社を作成した払込書により、次の場所でお支払いいただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社又は債権回収会社が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。） <p>(2) お客さまが料金を（1）に規定する債権回収会社が指定した金融機関等で支払われる場合、所定の手数料をご負担いただく場合があります。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>24. 料金の払込み</p> <p>(1) お客さまは、料金を払込みの方法で支払う必要がある場合は、当社又は当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社を作成した払込書により、次の場所でお支払いいただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社又は債権回収会社が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。） <p>(2) お客さまが料金を（1）に規定する債権回収会社が指定した金融機関等で支払われる場合、所定の手数料をご負担いただく場合があります。</p> <p>(3) お客さまが料金を払込みの方法で支払われる場合は、当該払込書の発行・送付等に係る事務手数料として275円（税込）をお客さまに請求いたします。なお、本手数料は、原則として、当該払込書の発行直後に支払義務が発生するガス料金とあわせてお支払いいただきます。</p> <p>(4) お客さまによる払込書の紛失等により、払込書の再発行又は当社が適当と判断した方法にてお支払いいただく場合（以下、払込情報の再発行といいます。）は、原則として、発行・送付等に係る事務手数料として330円（税込）をお客さまに請求いたします。なお、本手数料は、払込情報の再発行直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>
<p>付 則</p> <p>1. この小売約款の実施期日</p> <p>この小売約款は、2022年7月1日から実施します。</p>	<p>付 則</p> <p>1. この小売約款の実施期日</p> <p>この小売約款は、2025年7月1日から実施します。</p>